

平成 27 年 3 月 5 日
名 古 屋 税 関

3年連続でワースト記録を更新

輸入差止件数が過去最多

～平成 26 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況～

平成 26 年の名古屋税関管内における知的財産侵害物品差止状況をまとめましたのでお知らせします。

1. 輸入差止件数は、3 年連続で過去最多を更新

- 輸入差止件数は 4,530 件で、前年に比べて 1.8 倍の増加となり、24 年以降 3 年連続で過去最多を更新しました。
- 輸入差止点数は 125,999 点で、前年に比べて 2.2 倍の増加となりました。

2. 中国からの侵害物品が 9 割超

- 中国からの輸入差止件数は 4,269 件で、仕出国（地域）別の構成比では、全体の 94.2% を占め、昨年に引き続き 9 割を超えました。

3. 意匠権侵害物品の輸入差止点数が大幅に増加

- 知的財産別では、商標権侵害物品が引き続き最多ですが、意匠権侵害物品の輸入差止点数が前年に比べ 33.7 倍（23,873 点）となり、大幅に増加しました。

4. ・電気製品の差止めが大幅に増加

- ・健康への被害が懸念される「医薬品」の差止めが引き続き増加
- ・衣類、スマートフォンケースの差止めが増加

- 品目別の輸入差止点数では、吊り下げ照明器具などの電気製品が、前年に比べ 14.9 倍（24,961 点）と最も増加しました。

- 使用すると健康を脅かす危険のある医薬品の輸入差止点数が、前年に比べ 44.2% 増（14,527 点）と前年に引き続き増加しました。

- 輸入差止件数及び点数が、共に増加した主な品目は、運動用ユニフォームなどの衣類（件数 5.1 倍、点数 1.7 倍）、スマートフォン用ケースなどの携帯電話及び付属品（件数 2.2 倍、点数 1.3 倍）でした。

【お問合せ先】

名古屋税関総務部税関広報広聴室

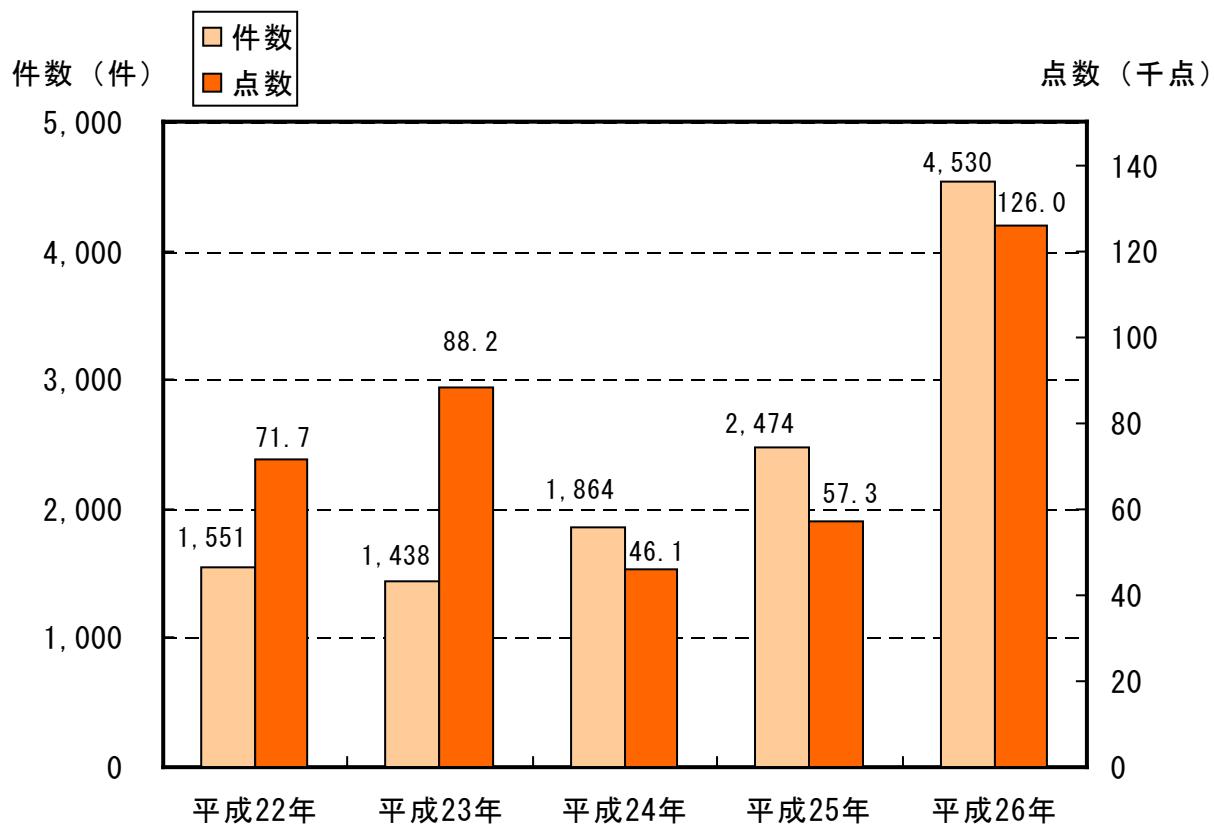
TEL : 052-654-4008

平成 26 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

- 平成 26 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、4,530 件で、前年に比べて 1.8 倍の増加（2,056 件の増加）となり、平成 24 年以降、3 年連続で過去最多を更新しました。
- 輸入差止点数は、125,999 点で、前年に比べて 2.2 倍の増加（68,738 点の増加）となりました。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

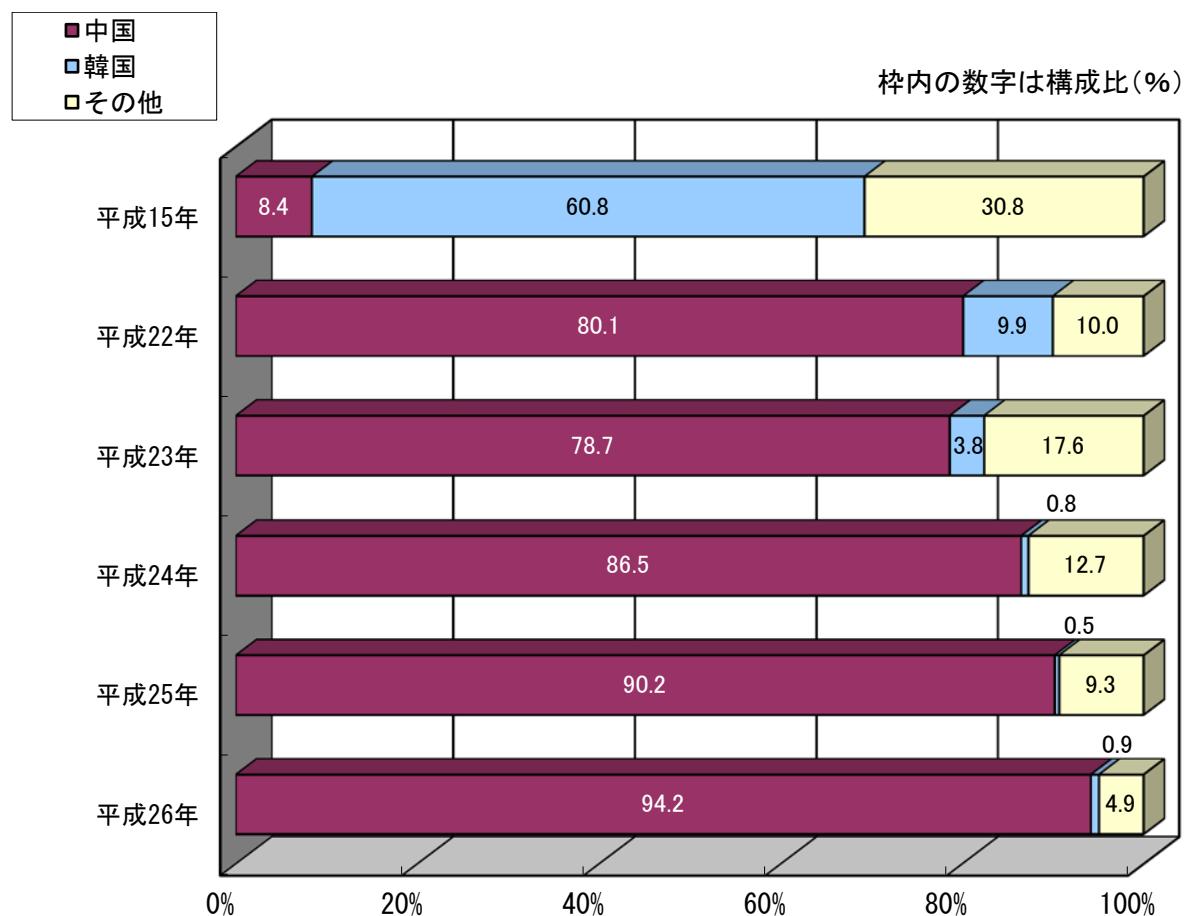
知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成22年～平成26年）



○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国来が4,269件（構成比94.2%、前年比91.3%増）で、引き続き増加傾向にあり、全体に占める割合も9割を超えて、中国一極化がさらに進んでいます。次いで香港来が99件（同2.2%、12.5%増）、フィリピン来が66件（同1.5%、13.8%増）でした。また、以前は差止件数の多かった韓国来は、42件（同0.9%、3.2倍）と前年に比べ、大きく増加しているものの、全体に占める構成割合としては低くなっています。
- 輸入差止点数は、中国来が113,454点（構成比90.0%、前年比2.6倍）と増加し、次いで香港来が6,969点（同5.5%、29.9%減）、パキスタン来が2,169点（同1.7%、309.9倍）でした。

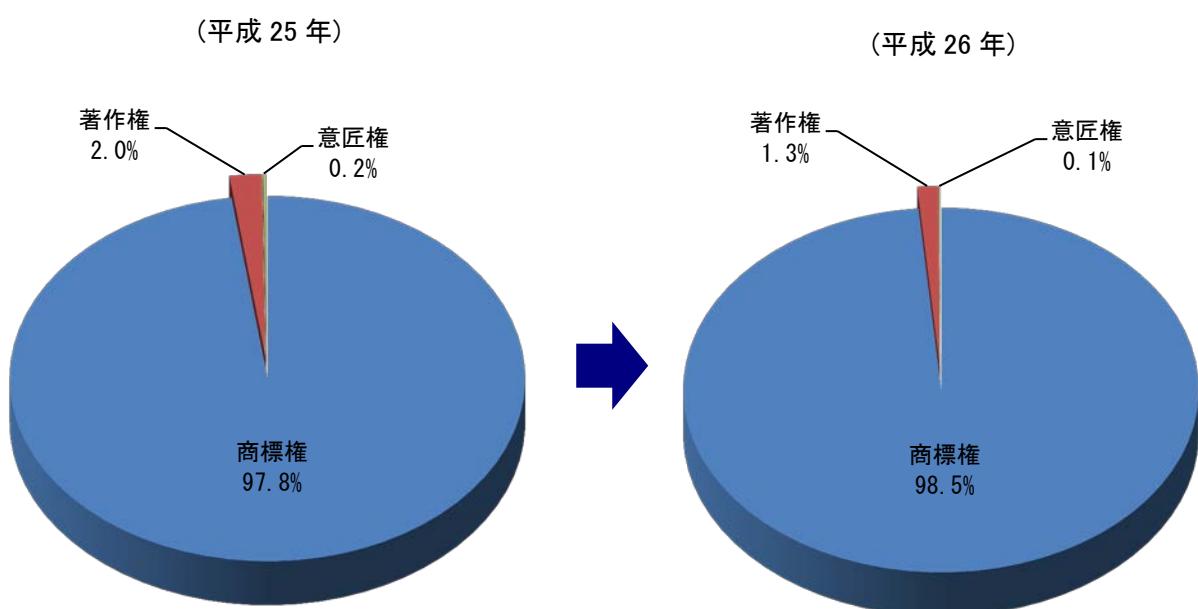
仕出国別（中国・韓国・その他）輸入差止件数構成比の推移



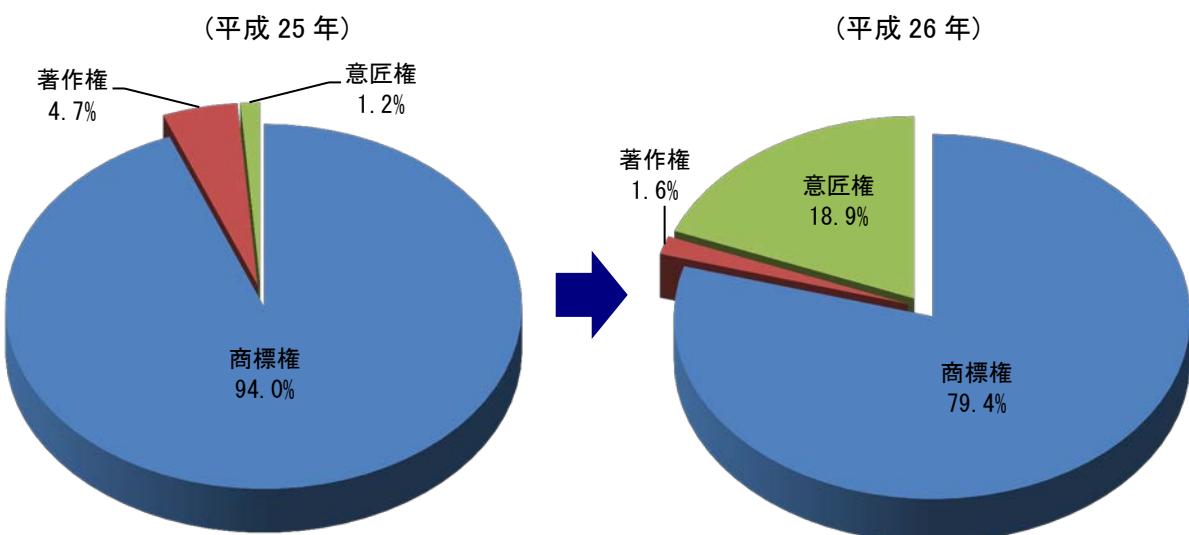
○知的財産別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、引き続き、偽ブランド品などの商標権侵害物品が、4,485 件（構成比 98.5%、前年比 83.5% 増）で大半を占め、次いでキャラクターグッズなどの著作権侵害物品が 61 件（同 1.3%、19.6% 増）でした。
- 輸入差止点数も、引き続き、商標権侵害物品が 100,093 点（構成比 79.4%、前年比 85.9% 増）で大半を占めておりますが、意匠権侵害物品が 23,873 点（同 18.9%、33.7 倍）と大幅に増加しました。
- 不正競争防止法違反物品のうち技術的制限手段回避装置（通称：マジコン）の輸入差止めがありました。

知的財産差止実績構成比の推移（件数ベース）



知的財産差止実績構成比の推移（点数ベース）

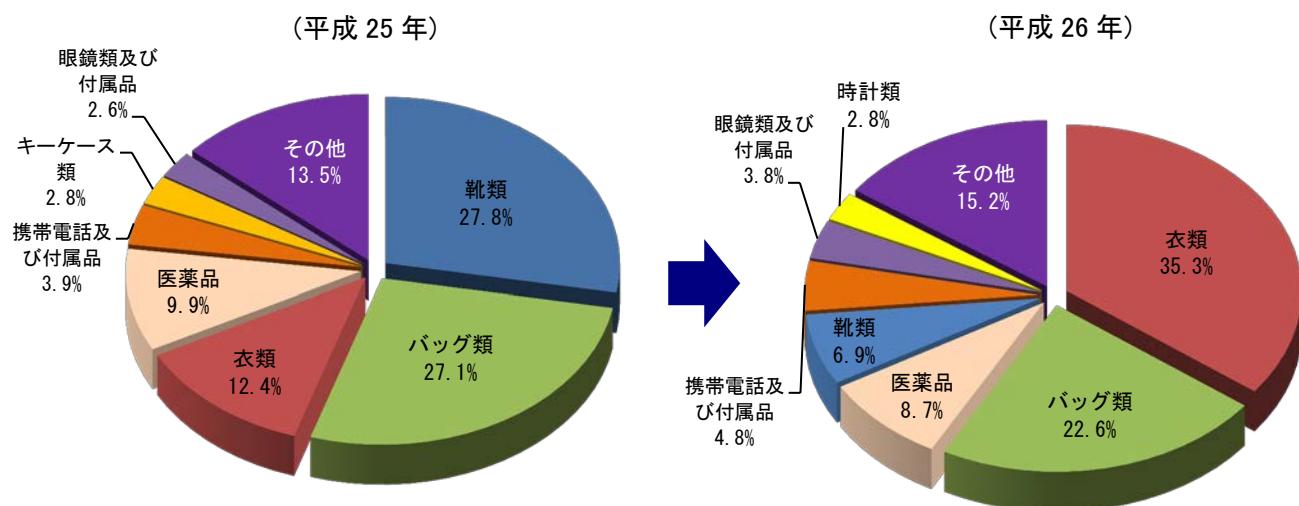


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

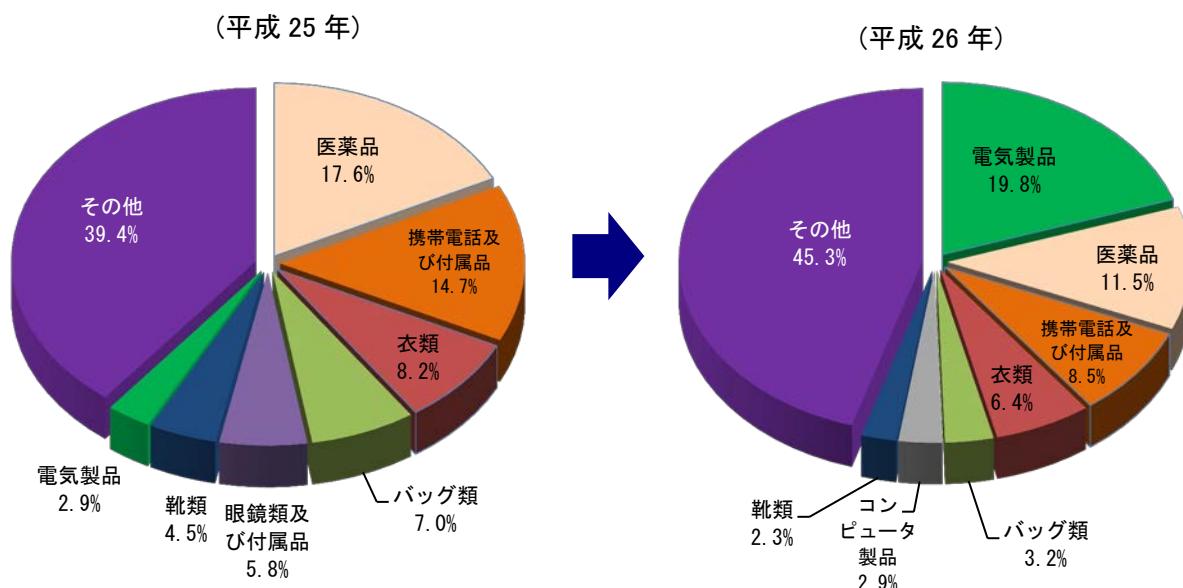
○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、サッカーワールドカップの人気を反映した運動用ユニフォームなどの衣類が1,773件（構成比35.3%、前年比5.1倍）と最も多い、次いでバッグ類が1,136件（同22.6%、48.7%増）、ED治療薬を模した医薬品が435件（同8.7%、55.9%増）でした。
- 輸入差止点数は、吊り下げ照明器具などの電気製品が24,961点（構成比19.8%、前年比14.9倍）と最も多く、次いで医薬品が14,527点（同11.5%、44.2%増）、携帯電話及び付属品が10,684点（同8.5%、27.0%増）でした。
- 輸入差止点数で、大半を占めている「その他」の、主なものは、ネイル用シールやデコレーション用パーツ（通称：デコパーツ）などでした。

品目別差止実績構成比の推移(件数ベース)



品目別差止実績構成比の推移(点数ベース)



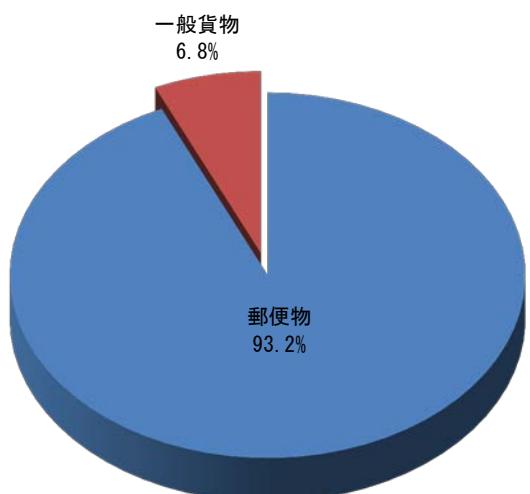
（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

○輸送形態別輸入差止実績

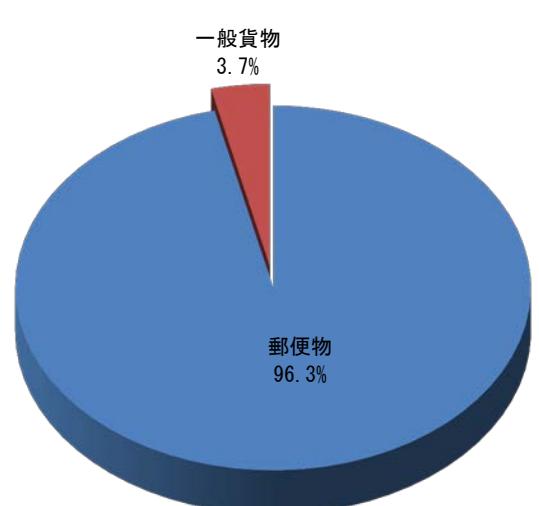
- 輸入差止件数は、引き続き、郵便物が 4,364 件（構成比 96.3%、前年比 89.2%増）で大半を占め、一般貨物は、166 件（同 3.7%、0.6%減）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が 87,795 点（構成比 69.7%、前年比 99.7%増）、一般貨物が 38,204 点（同 30.3%、2.9 倍）でした。

輸送形態別差止実績の推移（件数ベース）

(平成 25 年)

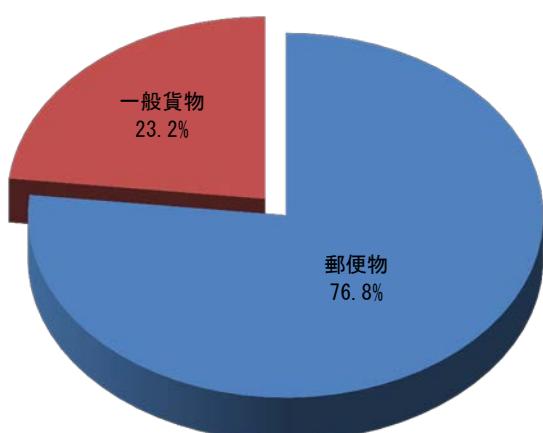


(平成 26 年)

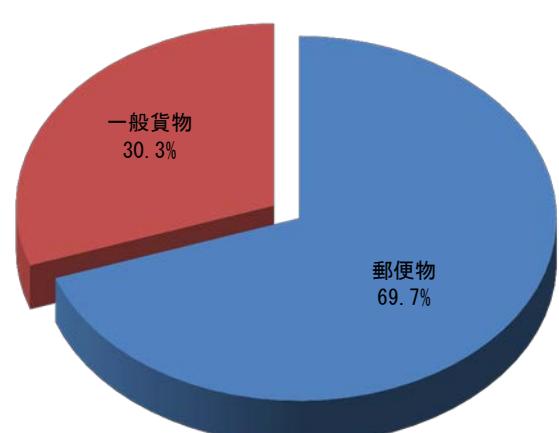


輸送形態別差止実績の推移（点数ベース）

(平成 25 年)



(平成 26 年)



平成 26 年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	前年比	構成比
中国	1,242	1,131	1,613	2,231	4,269	191.3%	94.2%
香港	34	69	92	88	99	112.5%	2.2%
フィリピン	79	140	114	58	66	113.8%	1.5%
韓国	154	54	15	13	42	323.1%	0.9%
シンガポール	1	15	2	54	17	31.5%	0.4%
タイ	27	14	5	5	9	180.0%	0.2%
インドネシア	0	0	5	2	6	300.0%	0.1%
マレーシア	2	3	11	4	5	125.0%	0.1%
ベトナム	0	1	1	3	4	133.3%	0.1%
マカオ	0	0	0	1	4	400.0%	0.1%
上記以外	12	11	6	15	9	60.0%	0.2%
合計	1,551	1,438	1,864	2,474	4,530	183.1%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	前年比	構成比
中国	57,380	68,965	38,066	43,945	113,454	258.2%	90.0%
香港	4,660	1,759	3,490	9,939	6,969	70.1%	5.5%
パキスタン	0	0	0	7	2,169	30,985.7%	1.7%
フィリピン	845	1,386	1,500	705	1,531	217.2%	1.2%
韓国	3,674	6,710	962	1,333	878	65.9%	0.7%
シンガポール	1	386	44	1,095	571	52.1%	0.5%
タイ	838	232	51	53	173	326.4%	0.1%
インドネシア	0	0	56	25	66	264.0%	0.1%
マレーシア	1,932	21	11	30	56	186.7%	0.0%
カンボジア	0	0	0	0	51	全増	0.0%
上記以外	2,374	8,742	1,914	129	81	62.8%	0.1%
合計	71,704	88,201	46,094	57,261	125,999	220.0%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

3. 知的財産別輸入差止実績

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	前年比	構成比
特許権	0	1	0	0	0	—	—	
	0	7,416	0	0	0	—	—	
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	
意匠権	13	7	18	5	3	60.0%	0.1%	
	10,622	334	1,243	709	23,873	3,367.1%	18.9%	
商標権	1,527	1,341	1,789	2,444	4,485	183.5%	98.5%	
	43,673	46,950	41,343	53,853	100,093	185.9%	79.4%	
著作権	21	103	79	51	61	119.6%	1.3%	
	17,409	33,500	3,508	2,699	2,028	75.1%	1.6%	
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	
育成者権	0	0	0	0	0	—	—	
	0	0	0	0	0	—	—	
不正競争防止法違反物品	周知表示混同惹起品	0	1	0	0	0	—	—
	著名表示冒用品	0	1	0	0	0	—	—
	形態模倣品	0	0	0	0	0	—	—
	技術的制限手段回避装置	—	0	0	0	2	全増	0.0%
		—	0	0	0	5	全増	0.0%
	合計	1,551	1,438	1,864	2,474	4,530	183.1%	100.0%
		71,704	88,201	46,094	57,261	125,999	220.0%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たるものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

(注3) 不正競争防止法違反物品のうち技術的制限手段回避装置については、平成 23 年 12 月 1 日から輸出入してはならない貨物として、税関の取締りを開始しています。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	前年比	構成比
衣類	241	260	271	349	1,773	508.0%	35.3%
バッグ類	906	680	897	764	1,136	148.7%	22.6%
医薬品	34	28	64	279	435	155.9%	8.7%
靴類	208	293	362	785	346	44.1%	6.9%
携帯電話及び付属品	57	59	138	110	243	220.9%	4.8%
眼鏡類及び付属品	83	81	110	73	189	258.9%	3.8%
時計類	123	117	78	57	139	243.9%	2.8%
ベルト類	66	90	105	65	102	156.9%	2.0%
コンピュータ製品	36	68	29	37	96	259.5%	1.9%
キークース類	139	86	107	79	95	120.3%	1.9%
身辺細貨類	51	72	75	34	95	279.4%	1.9%
CD、DVD 類	1	8	20	26	71	273.1%	1.4%
帽子類	10	22	23	34	65	191.2%	1.3%
電気製品	40	13	61	41	44	107.3%	0.9%
自動車及び付属品	16	12	9	22	42	190.9%	0.8%
上記以外の品目	121	96	84	66	152	230.3%	3.0%
合計	1,551	1,438	1,864	2,474	4,530	183.1%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	前年比	構成比
電気製品	2,014	1,188	2,808	1,670	24,961	1,494.7%	19.8%
医薬品	5,348	2,288	2,807	10,077	14,527	144.2%	11.5%
携帯電話及び付属品	2,846	2,002	5,107	8,411	10,684	127.0%	8.5%
衣類	3,215	4,842	3,312	4,671	8,098	173.4%	6.4%
バッグ類	4,009	2,781	4,301	3,982	4,052	101.8%	3.2%
コンピュータ製品	2,047	882	12,782	711	3,665	515.5%	2.9%
靴類	9,302	15,793	2,032	2,560	2,938	114.8%	2.3%
衣類付属品	1,653	77	2,544	311	2,551	820.3%	2.0%
眼鏡類及び付属品	367	407	1,237	3,310	2,407	72.7%	1.9%
帽子類	467	541	394	516	1,730	335.3%	1.4%
自動車及び付属品	437	319	591	1,021	1,724	168.9%	1.4%
身辺細貨類	11,542	14,157	3,222	611	1,708	279.5%	1.4%
CD、DVD 類	2	118	925	836	1,254	150.0%	1.0%
文具類	44	33	39	6	1,024	17,066.7%	0.8%
家庭用雑貨	10,199	7,771	22	520	546	105.0%	0.4%
上記以外の品目	18,212	35,002	3,971	18,048	44,130	244.5%	35.0%
合計	71,704	88,201	46,094	57,261	125,999	220.0%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段: 件数
下段: 点数

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	前年比	構成比
郵便物	1,432	1,265	1,650	2,307	4,364	189.2%	96.3%
	31,186	40,733	22,539	43,968	87,795	199.7%	69.7%
一般貨物	119	173	214	167	166	99.4%	3.7%
	40,518	47,468	23,555	13,293	38,204	287.4%	30.3%
合計	1,551	1,438	1,864	2,474	4,530	183.1%	100.0%
	71,704	88,201	46,094	57,261	125,999	220.0%	100.0%

(注) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安心・安全を脅かすおそれもあります。更には、販売収益が犯罪組織の資金源になっているとも言われています。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関で差し止めている知的財産侵害物品とは

特許権（発明）、実用新案権（考案）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）です。



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

① 麻薬等の不正薬物

～

③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、
育成者権を侵害する物品

④ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

① 麻薬等の不正薬物

② 拳銃、小銃、機関銃等

～

⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、
回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

⑩ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が
課されることがあります。

○ 関税法第 108 条の 4 第 2 項、第 109 条第 2 項

知的財産侵害物品を輸出した者、輸入した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。